

横浜市資産指令第1013号
令和元年6月1日

許可番号 第05620037641号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県横浜市南区浦舟町五丁目77番地

氏 名 有限会社 田村商工
代表取締役 田村 孝二 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

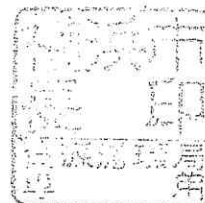
横 浜 市 長 林 文 子

許 可 の 年 月 日

令和元年6月1日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和6年5月31日



1. 事業の範囲

中間処理

(1) 破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上6種類

(2) 圧縮：廃プラスチック類（軟質系のものに限る）、紙くず、繊維くず、金属くず 以上4種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市金沢区鳥浜町12番15

処理施設の概要

(1) 破碎施設 1基 (4.05 t/日)

設置年月日：平成23年5月27日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上6種類

(2) 圧縮施設 1基 (79 t/日)

設置年月日：平成19年9月10日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（軟質系のものに限る）、紙くず、繊維くず、金属くず 以上4種類

3. 許可の条件

(1) 中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、141.2m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年6月1日 新規許可

令和元年6月1日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無